

令和4年度
医療機関受診勧奨通知等
作成及び発送業務委託
仕様書

神奈川県後期高齢者医療広域連合
企画課

令和4年度医療機関受診勧奨通知等作成及び発送業務委託仕様書

令和4年度医療機関受診勧奨通知等作成及び発送業務（以下「本業務」という。）については、業務委託契約書に定めるもののほか、本仕様書の定めるところによる。

1 目的

神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下、「委託者」という。）が委託事業者（以下、「受託者」という。）に提供するデータを基に、令和4年度の保健事業において保健指導等を実施することにより対象者のQOL（生活の質）の維持・向上、医療費の適正化を図る上で委託者が指定する条件に基づき対象者の抽出等を行い、保健指導又は受診勧奨の必要性等に基づき対象者を決定し、保健指導申込通知又は受診勧奨通知の送付を実施し、対象者のQOL（Quality of life：生活の質）の維持・向上及び医療費の適正化を図る。

2 契約期間

令和4年7月20日から令和4年12月31日まで

3 履行場所

受託者社屋及び神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局

4 委託者より受託者に提供するデータ

- (1) 被保険者マスタ情報
- (2) 被保険者マスタに基づく資格喪失者情報
- (3) 令和3年5月～令和4年4月審査分（令和3年度診療分）の電子レセプトデータ（医科、歯科、DPC、調剤）
- (4) 糖尿病性腎症重症化予防事業に係る受診勧奨対象者リスト
- (5) 重複・頻回受診者保健指導対象候補者リスト
- (6) 併用禁忌薬一覧

5 業務内容

- (1) 糖尿病性腎症重症化予防事業に係る医療機関未受診者及び受診中断者への受診勧奨通知の発送

委託者から提供する糖尿病性腎症重症化予防事業に係る受診勧奨対象者リストに記載される対象者に、受診勧奨通知（紙面デザイン、レイアウト、文字体、イラストの作成等を含み、委託者に確認を取り了承を得たもの）を送付する。なお、通知の発送に係る郵送費については、受託者が負担するものとする（詳細は別紙1に定める。）。

- (2) 多剤・併用禁忌薬剤服薬保健指導対象者の抽出

薬物有害事象が起きている可能性がある被保険者を抽出するとともに保健指導の必要性等に基づき対象者を決定し、委託者が提示する人数へ絞り込みリストを作成する（詳細は別紙2に定める。）。

(3) 重複投薬者訪問指導対象候補者の抽出

同じ薬（同一薬効のものを含む）の処方が同一月に複数ある重複投薬者に対して、医療専門職（保健師・看護師等）による保健指導を行うにあたり、保健指導の必要性等に基づき対象者を決定し、リスト化する（詳細は別紙3に定める。）。

(4) 重複・頻回受診者保健指導対象者の選定

4 (5) で委託者が提供するリストから、保健指導の必要性等の重みづけを基に、対象者を選定する（詳細は別紙3に定める。）。

(5) 重複・頻回受診者、重複投薬者、多剤・併用禁忌薬剤服薬者への保健指導参加案内通知の発送

上記(2)(3)で抽出した多剤・併用禁忌薬剤服薬者保健指導対象者リスト及び、重複投薬者保健指導対象者リストに記載される対象者と、(4)で選定した重複・頻回受診者保健指導対象者に、参加案内通知（紙面デザイン、レイアウト、文字体、イラストの作成等を含み、委託者に確認を取り了承を得たもの）を送付する。なお、通知の発送に係る郵送費については、受託者が負担するものとする（詳細は別紙2および3に定める。）。

6 業務の履行について

- (1) 業務の履行については、契約約款（委託業務一般）を遵守すること。
- (2) 委託者から受託者への個人情報の引渡方法は、協議のうえ、決定する。受託者は当該媒体を施錠可能な場所に厳重に保管しなければならない。

（個人情報引渡し方法の例）

- ・受託者は複数人の職員をもって委託者のもとに赴き、委託者は個人情報保護措置を施したCD等の媒体により受託者職員に直接渡し、受託者職員は渡された媒体及びデータの管理を徹底し、受託者側が管理する事務所等まで運ぶ。なお、受託者が委託するセキュリティ体制を整えている専用輸送業者の代行も可とする。
- ・位置情報が確認できる鍵付ケースを受託者が用意し、使用するものとする。

- (3) 受託者は、委託者に対し、本業務に関する個人情報の取り扱いについて書面で説明するものとする。

7 契約方法

単価契約とし、項目は別紙「令和4年度医療機関受診勧奨通知等作成及び発送業務委託単価表」のとおりとする。

8 委託料の支払い

- (1) 受託者は業務完了後、委託者へ書面で業務の完了を報告し、委託者の検査に合格した場合、委託者の指示に従って委託料の支払いを請求する。
- (2) 委託者は項目ごとの契約単価に処理件数を乗じた額（1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てる。）の合計に消費税額（地方消費税を含む。）を乗じた額を加算して受託者に支払うものとする。なお、消費税及び地方消費税率は、本契約の完成及び引渡日における税率によるものとする。

9 その他

- (1) 事業の変更、修正を要する場合や本記載に定めのない事項、本記載内容に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者で協議のうえ、決定する。
- (2) 成果物の作成について特許等がある場合は、受託者がその使用許諾等の責任を負うこと。
- (3) 成果物に係る所有権は、すべて委託者に帰属すること。

(別紙1)

「糖尿病性腎症重症化予防事業」の詳細

1 目的

重症化リスクの高い医療機関未受診者及び受診中断者に対して、受診勧奨を行い、対象者の腎不全、人工透析への移行を防止または遅らせ、被保険者のQOLの向上に資するとともに医療費の適正化を図る。

2 委託者が受託者に提供する受診勧奨対象者リストの抽出条件

(1) 事業実施対象候補者の基準

次のいずれかに該当する者

HbA1c \geq 7.0%かつ eGFR60ml/分/1.73 m²未満

空腹時血糖 130 mg/dl 以上かつ eGFR60ml/分/1.73 m²未満

(2) 受診勧奨等の通知発送対象者

(1)の基準に該当し、糖尿病での医療機関未受診もしくは4か月以上受診を中断している者

(3) その他委託者が認めた者

上記(1)～(2)に含まれていない者で、委託者が対象者と認めたもの。

ただし、1型糖尿病の者、既に人工透析を行っている者、個人の状態を詳細に分析し、がん、難病、精神疾患、認知症、その他指導や勧奨が困難と判断される者は除外する。

3 受診勧奨対象者リストの提供時期

令和4年7月31日までとする。

4 受診勧奨の実施内容

受託者は、2に基づき委託者が提供する糖尿病性腎症重症化予防事業に係る受診勧奨対象者リストに記載される対象者に、受診勧奨通知を送付する。

(1) 受診勧奨通知(付随する封入用封筒等を含む)は、受託者が作成し(紙面デザイン、レイアウト、文字体、イラストの作成等を含む)、委託者に確認を取り承認を得たものを使用する。

(2) 通知文書は、A4(両面)1枚で、カラーで作成すること。また、文書内には対象者の検査値を掲載、及びナッジ理論を用い、医療機関への受診を促す効果的な内容とすること。

(3) 封入用封筒は、(角2)を使用すること。

(4) 事業説明チラシは、A4(両面)1枚で、カラーで作成すること。また、ナッジ理論を用い、医療機関への受診を促す効果的な内容とすること。

5 受診勧奨通知送付件数

想定する件数は30件程度とする。なお、送付に伴う経費については、単価を定め実施件数に応じて支払うものとする。

6 受診勧奨通知送付時期

令和4年10月31日までに送付すること。

(別紙2)

「多剤・併用禁忌薬剤服薬者保健指導事業」の詳細

1 目的

多剤服薬等を起因とする薬剤併用禁忌を回避し、被保険者の健康被害の防止を図るため、専門職（保健師・看護師等）が訪問及び電話で療養上の日常生活指導及び受診に関する指導等を行なうことにより、被保険者の健康保持の増進、医療費及び療養費の適正化を図る。

2 多剤・併用禁忌薬剤服薬者保健指導対象者リストの対象候補者抽出時の条件
次のいずれかに該当する者

- (1) 複数医療機関から内服薬が長期（15日以上）処方されている且つ長期処方の内服薬が6種類以上
- (2) 併用禁忌薬剤を服薬している者
- (3) その他委託者が認めた者

ただし、個人の状態を詳細に分析し、がん、難病、精神疾患、認知症、その他指導の効果が見込めないと判断される者が区別できること。

3 参加勧奨効果予測による対象者の選定

上記2の対象候補者より、保健指導の必要性等の重み付けをもとに300人を選定し、委託者の合意を経て対象者を決定し、多剤・併用禁忌薬剤服薬者保健指導対象者リストを作成する。

4 実施内容

受託者は、対象者リストに記載のある者に対し、参加案内通知を送付する。

- (1) 参加案内通知（付随する封入用封筒等を含む）は、受託者が作成し（紙面デザイン、レイアウト、文字体、イラストの作成等を含む）、委託者に確認を取り承認を得たものを使用する。
- (2) 通知文書は、A4（両面）1枚で、カラーで作成すること。また、文書の内容はナッジ理論を用い、事業への参加を促す効果的な内容とすること。
- (3) 封入用封筒は、（角2）を使用すること。
- (4) 事業説明チラシは、A4（両面）1枚で、カラーで作成すること。また、ナッジ理論を用い、参加意思を多く得られるよう効果的な内容とすること。
- (5) 返信用封筒は、長3を作成し、宛先は委託先が指定した住所とすること。
- (6) 申込書兼同意書は、A4（片面）1枚で、カラーで作成すること

5 通知件数

通知の想定送付件数は300件程度とする。また、案内通知の送付に伴う経費については、単価を定め、送付件数に応じて支払うものとする。

6 参加案内通知送付時期

令和4年11月30日までに送付すること。

(別紙3)

「重複・頻回受診者、重複投薬者保健指導事業」の詳細

1 目的

同一疾病で複数の医療機関にかかっている重複受診者及び医療機関の受診回数が一定回数以上の頻回受診者並びに同一又は同様の効能・効果を持つ薬剤（以下、「同系薬品」という。）の処方が同一月に複数ある重複投薬者に対して、専門職（保健師・看護師等）が訪問及び電話で療養上の日常生活指導及び受診に関する指導等を行なうことにより、被保険者の健康保持の増進、医療費及び療養費の適正化を図る。

2 委託者が受託者に提供する、重複・頻回受診者保健指導保健指導対象者リストの抽出条件

- (1) 重複受診者：1か月間に同一疾病を理由に3医療機関以上受診している、かつ複数月連続して受診している者
頻回受診者：1か月間に同一医療機関を15回以上受診している、かつ3か月連続して受診している者
- (2) その他委託者が認めた者
上記(1)に含まれていない者で、委託者が対象者と認めたもの。
ただし、個人の状態を詳細に分析し、がん、難病、精神疾患、認知症、その他指導の効果が見込めないと判断される者は除外する。

3 重複投薬者保健指導対象者リストの対象候補者抽出時の条件

次の条件に該当する者

- (1) 1か月間に同系薬品の処方日数の合計が60日を超えている、且つ3箇月連続して超えている者
- (2) その他委託者が認めた者
上記(1)に含まれていない者で、委託者が対象者と認めたもの。
ただし、個人の状態を詳細に分析し、がん、難病、精神疾患、認知症、その他指導の効果が見込めないと判断される者が区別できること。

4 重複・頻回受診者、重複投薬者保健指導対象者リストの参加勧奨効果予測による対象者の選定

上記2、3の対象候補者より、保健指導の必要性等の重み付けをもとに1,000人を選定し、委託者の合意を経て対象者を決定し、重複・頻回受診者、重複投薬者保健指導対象者リストを作成する。

5 実施内容

受託者は、上記4で選定した対象者リストに記載のある者に対し、参加案内通知を送付する。

- (1) 参加案内通知（付随する封入用封筒等を含む）は、受託者が作成し（紙面デザイン、レイアウト、文字体、イラストの作成等を含む）、委託者に確認を取り承認を得たものを使用する。
- (2) 通知文書は、A4（両面）1枚で、カラーで作成すること。また、文書の内容はナッジ理論を用い、参加意思を多く得られるよう効果的な内容とすること。
- (3) 封入用封筒は、角2を使用すること。
- (4) 事業説明チラシは、A4（両面）1枚で、カラーで作成すること。また、ナッジ理論を用い、参加意思を多く得られるよう効果的な内容とすること。
- (5) 返信用封筒は、長3を作成し、宛先は委託先が指定した住所とすること。
- (6) 申込書兼同意書は、A4（片面）1枚で、カラーで作成すること

6 通知件数

通知の想定送付件数は1,000件程度とする。また、案内通知の送付に伴う経費については単価を定め、送付件数に応じて支払うものとする。

7 参加案内通知送付時期

令和4年11月30日までに送付すること。